



# 東大阪市立男女共同参画センターで 市民協働事業の募集をします。

市民協働事業は、男女共同参画社会実現のために、市内で活動するグループや団体・市民と、男女共同参画センター・イコラームを運営する指定管理者が協働して、講座や展示・交流会・上映会などの事業を実施するものです。

講座  
セミナー

## 男女共同参画に関する 事業案を募集!!

展示

上映会

あなたの熱い思いがこもった事業のアイデアをお待ちしています!!

グループや団体だけでなく、個人での応募も可能です。  
指定管理者の主催となりますので、講師謝礼などの費用は必要ありません。  
企画の提案および事業の運営に関わってみませんか。

### 事業までの流れと分担

- ①実施決定
- ②企画の準備
  - ・実施日の決定  
(会場および附属設備は指定管理者が準備します)
  - ・講師の決定(依頼は指定管理者が行います)
  - ・チラシの作成(応募者がチラシ案を作成します)
  - ・広報(チラシの配布とHP掲載は指定管理者が行います)
  - ・申込受付(指定管理者が行います)
- ③事業実施日
  - ・受付および運営(応募者が行います)
  - ・講師対応(指定管理者が行います)
- ④事業終了後
  - ・報告書の作成(応募者が作成します)

### 募集詳細

応募締切：平成30年5月27日(日)

実施時期：平成30年度(平成31年3月末)内に実施

\*実施日は、申込状況によりご希望に添えない場合もあります。

募集企画数：年度1~2企画 \*審査により決定します。

審査日：平成30年6月4日(月) ※応募用紙の返却はいたしません。



# 東大阪市立男女共同参画センター 市民協働事業 実施要綱（一部抜粋）

## ◆市民協働事業について

男女共同参画センター登録団体、その他の市民団体・グループ・NPO 等および市民が男女共同参画社会の実現を目的とし、男女共同参画センター指定管理者と協働して実施する事業です。

## ◆対象となる事業について

- (1) 男女共同参画社会の実現のために企画された事業であること
- (2) 広く市民に開かれた事業であること
- (3) 各年度内に実施すること
- (4) 営利を目的とした事業でないこと
- (5) 入場料の徴収、物品の販売を伴う事業でないこと

## ◆協働の対象について

- (1) 東大阪市内に活動拠点があること
- (2) 政治又は宗教活動を主たる目的としていないこと
- (3) 東大阪市立男女共同参画センター条例第7条または同条例施行規則第8条(4)(5)に該当して  
いないこと

## ◆応募方法について

①市民協働事業申請書（様式1） ②市民協働事業計画書（様式2） ③市民協働事業名簿（様式3）  
その他参考資料（任意）を添付して、男女共同参画センター・イコーラムに提出してください。

\*様式は、男女共同参画センター・イコーラムのホームページからダウンロードできます。

## ◆選考について

実施要綱に基づき、1～2企画を選考のうえ、市民協働事業実施決定書（様式5）により応募者に通知します。

## ◆実施報告について

事業終了後速やかに市民協働事業実施報告書（様式6）を、男女共同参画センター・イコーラムに提出してください。

\*詳しくは、下記までお問い合わせください。

申込・問合せ先

〒578-0941 東大阪市岩田町4-3-22-600

東大阪市立男女共同参画センター・イコーラム

指定管理者：ドーン財団（（一財）大阪府男女共同参画推進財団）

TEL 072-960-9201 FAX 072-960-9207

Eメール [ikoramu@nifty.com](mailto:ikoramu@nifty.com)







